

議案第二十一号

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則（昭和三十三年秋田県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項第三号中「第二条」を「。以下「育児休業法」という。」第二条」に改める。

第十七条の三第二項中「同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、法第二十八条の二第一項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他教育委員会の定める事由が生ずることが同号に定める期間」を「次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第一項各号に掲げる事由に該当するものに限る。）が前項第一号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間」に、「前項の」を「同項の」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 法第二十八条の二第一項の規定による退職その他の離職をすること。
- 二 休職条例第二条第一号の規定により休職にされ、専従許可を受け、外国派遣をされ、育児休業法第二条の規定により育児休業をし、公益的法人等派遣をされ、大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。
- 三 勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。
- 四 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。
- 五 その他教育委員会の定める事由が生ずること。

第十七条の四第二項中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十五年四月二十六日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理 由

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条において、職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従業者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないこととされていることに鑑み、通勤手当の支給単位の特例の事由に、職員の休職の事由に関する条例（昭和五十四年秋田県条例第三号）第二条第一号の規定により休職にされることを加える等の必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条において、職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従業者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないこととされていることに鑑み、通勤手当の支給単位の特例の事由に、職員の休職の事由に関する条例（昭和54年秋田県条例第3号）第2条第1号の規定により休職にされることを加える等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 支給単位期間の特例の事由に次の事由を加えることとする。（第17条の3関係）
 - ① 職員の休職の事由に関する条例第2条第1号の規定により休職にされること。
 - ② 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けること。
 - ③ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年秋田県条例第2号）第2条第1項の規定による派遣をされること。
 - ④ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をすること。
 - ⑤ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年秋田県条例第64号）第2条第2項の規定による派遣をされること。
 - ⑥ 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をすること。
 - ⑦ 地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をすること。
 - ⑧ 休暇により通勤しないこととなること。
 - ⑨ 勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。
- (2) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとする。

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案新旧対照表

新	旧
<p>(返納の事由、額等)</p> <p>第十七条の二 条例第十六条第六項の規則で定める事由は、通勤手当(一箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 月の中途において地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十八条第二項若しくは休職条例第二条の規定により休職にされ、法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可(以下「専従許可」という。)を受け、外国派遣をされ、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第二条の規定により育児休業をし、公益的法人等派遣をされ、大学院修学休業(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。)をし、自己啓発等休業(法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。)をし、又は法第二十九条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなるとき。</p> <p>四 略</p> <p>2 2 略</p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第十七条の三 略</p> <p>2 前項第一号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等について、次の各号のいずれかに掲げる事由(前条第一項各号に掲げる事由に該当するものに限る。)が前項第一号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間</p>	<p>(返納の事由、額等)</p> <p>第十七条の二 条例第十六条第六項の規則で定める事由は、通勤手当(一箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 月の中途において地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十八条第二項若しくは休職条例第二条の規定により休職にされ、法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可(以下「専従許可」という。)を受け、外国派遣をされ、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条の規定により育児休業をし、公益的法人等派遣をされ、大学院修学休業(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。)をし、自己啓発等休業(法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。)をし、又は法第二十九条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなるとき。</p> <p>四 略</p> <p>2 2 略</p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第十七条の三 略</p> <p>2 前項第一号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、法第二十八条の二第一項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他教育委員会の定</p>

に係る最初の月の初日
において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合に於ては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

一 法第二十八条の二第一項の規定による退職その他の離職をすること。

二 休職条例第二条第一号の規定により休職にされ、専従許可を受け、外国派遣をされ、育児休業法第二条の規定により育児休業をし、公益的法人等派遣をされ、大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

三 勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。

四 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。

五 その他教育委員会の定める事由が生ずること。

第十七条の四 略

2 月の中途において法第二十八条第二項若しくは休職条例第二条の規定により休職にされ、専従許可を受け、外国派遣をされ、育児休業法

第二条の規定により育児休業

をし、公益的法人等派遣をされ、大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、又は法第二十九条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなつたとき（次項に規定する場合に該当するときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合に於ては、その日の属する月）から開始する。

3 略

める事由が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日
において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合に於ては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

第十七条の四 略

2 月の中途において法第二十八条第二項若しくは休職条例第二条の規定により休職にされ、専従許可を受け、外国派遣をされ、地方公務員の育児休業等に関する法律第二条の規定により育児休業

をし、公益的法人等派遣をされ、大学院修学休業をし、自己啓発

等休業をし、又は法第二十九条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなつたとき（次項に規定する場合に該当するときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合に於ては、その日の属する月）から開始する。

3 略

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案について

教職員給与課

1 改正の趣旨

現行では、あらかじめ出産休暇などにより通勤手当（電車・バス）の返納が見込まれる場合でも、一旦6カ月定期券による額を支給し、通勤しなくなった時点で定期券を払い戻した場合の返金相当額を返納させていたが、予想できるケースについては返納が生じないよう通勤手当の支給単位期間の特例事由を拡大する。

※支給単位期間

通勤手当の支給の単位となる期間をいい、6カ月を超えない範囲内で1カ月を単位として教育委員会規則で定めている。（条例第16条第7項）

- (1) 自家用車の場合・・・1カ月を単位とする。（条例第16条第7項）
- (2) 定期券利用の場合・・・6カ月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。
（規則第17条の3第1項第1号）
- (3) 回数券利用の場合・・・回数券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる場合には、回数券によるものとし、期間を1カ月とする。（規則第17条の3第1項第2号）

2 特例事由の具体例

現 行	<ul style="list-style-type: none"> ・定年退職その他離職をする場合 ・長期間の研修等のために旅行をする場合 ・勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更がある場合 <p style="text-align: right;">など</p>
改 正 後 （ 追 加 事 由 ）	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、研究所などにおいて職務に関係する調査研究等に従事するため休職をする場合（要綱①） ・組合専従休職をする場合（要綱②） ・外国の地方公共団体の機関に派遣される場合（要綱③） ・育児休業をする場合（要綱④） ・公立学校共済組合秋田支部、秋田県育英会などへ派遣される場合（要綱⑤） ・大学院修学休業をする場合（要綱⑥） ・自己啓発等休業をする場合（要綱⑦） ・出産休暇により通勤しないこととなる場合（要綱⑧） ・勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更がある場合（要綱⑨） <p style="text-align: right;">など</p>